

令和元年6月1日現在

機関番号：32517

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K17406

研究課題名(和文)1930年代における家庭教育振興政策の展開と障害児の母親の戦争動員に関する研究

研究課題名(英文)A study on the development of home education policy in the 1930s and the mobilization of mothers of children with disabilities

研究代表者

奥村 典子 (OKUMURA, Noriko)

聖徳大学・児童学部・准教授

研究者番号：90648669

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、1930年代における国家が母親に要求した家庭における人間形成の構図の全体像を捉えるため、公的教育から排除されていた障害児の母親たちがどのように体制内へと動員されたのかについて検討した。体制側は、「国民道徳の涵養」の具現化を図る方途として、障害児の教育の射程を学校だけでなく家庭も含むことで、学校と家庭を取り込んだ教育の基盤を構築したこと。また、家庭には皇国民を育成する基盤としての「家庭」像の実現が求められ、母親たちは学校との繋がりのなかで、我が子を健常児と変わらず「臣民」へと育てることが求められていたことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現代の家庭教育を取り巻く様々な課題を解決するためにも、国の家庭教育への介入の構造を明らかにすることは必至と言える。一方、障害児をめぐる教育においては、ノーマライゼーション社会の実現が提唱され、障害の有無にかかわらず学校・家庭・地域で共に生き、共に学ぶことが重視されている。しかし、これらの実現を阻む障害者やその家族への差別や偏見の存在、障害児をめぐる教育を受ける権利等の問題が今なお現存している。本研究は、このような教育上の課題における歴史的背景を探り、その因果関係を明らかにして現在の家庭教育さらには障害児教育のあり方への提言に繋がるものであり、その社会的意義は大きい。

研究成果の概要(英文)：In this study, in order to capture a comprehensive picture of the nature of the personal development in the home that the state demanded of mothers in the 1930s, I examined how the mothers of children with disabilities who had been excluded from public education were mobilized within this political system. As a way to practically manifest the "fostering of a national morality," those responsible for organizing the political system built a foundation for education that incorporated schools and families by including both schools and families in education programs for children with disabilities. I also found that, in the midst of mothers' connections to schools in which families were required to live up to an idealized model of "the family" as a basis for fostering subjects of the Empire, they were required to bring up their children with disabilities in the same way as other children.

研究分野：教育学

キーワード：教育史 家庭教育 障害児教育

1. 研究開始当初の背景

研究代表者はこれまで、昭和初期から第二次世界大戦敗戦までの家庭教育振興政策を母親の動員の視点から検討してきた¹。具体的には、教化総動員から総力戦体制へと進む中での国家の家庭教育に対する方針の内容と、その内容を普及・徹底する足場として開設された各種講座や「学校母の会」等の組織化の方法の、主として二方向から掘り起こしを行っている。

また、当時の家庭教育論の傾向や施策の展開過程の中でどのような家族観、女性観、国家との関係のあり方が提唱されていたのかを問う研究も進められており²、国家の家庭における人間形成への要求の構図が浮かび上がりつつある。

しかし、残された課題は多分にある。その一つが、障害児の母親の動員の姿である。本施策がいうところの「家庭教育」とは、天皇制国家による国家教育として行われた家庭教育を意味している。即ち、小山静子が指摘するように、国家が提示する家庭教育を学び、実践する者のみが「母親」になれるという構図が存在していた³。このことは、「母親」になる要件に健常児の母親、障害児の母親の違いは無く、国家が提示する家庭教育を学び・実践すれば障害児の母親も動員の対象に含まれていたことを意味する。

だが一方で、戦前、障害児・者は政治的イデオロギーによって差別の対象とされていた。1872年に学制が敷かれ公教育が成立したが、障害者は国家の役に立たない者として就学猶予・免除の対象とされた。また公的救済に至っても、あくまで「人民相互の情誼」(1874年:「恤救規則」)を根柢におき、地域共同体に救済の責任を負わせていた。さらには、「国民優生法」(1940年)の制定により「優生断種」の強制執行が合法的に行われるようになった。このように、障害児・者は国家に先導された形で公的領域から排除されていた⁴。

そうであれば、排除の対象とされた子どもを持つ母親が、国家教育として行われた家庭教育とどのような関係にあったのか。国家による家庭での人間形成への要求の全体像を捉えるためにも、家庭教育振興政策の再分析を通して、障害児の母親と国家との関係、また彼女等が国家が提示する「母親」へと組み入れられていたことやその組み入れ方を明らかにしていくことが重要であると考え、本研究を着想するにいたった。

【参考文献】

1. 奥村典子『動員される母親たち - 戦時下における家庭教育振興政策 -』六花出版、2014年
2. 牟田和恵『戦略としての家族 - 近代日本の国民形成と女性』新曜社、1996年等
3. 小山静子『家族の生成と女性の国民化』勁草書房、1999年
4. 国立教育研究所編『日本近代教育百年史 第六巻 学校教育 4』教育研究振興会、1974年
中村満紀男・荒川智編『障害児教育の歴史』明石書店、2003年等

2. 研究の目的

以上の学術的背景に基づき、本研究では1930年代での障害児の母親たちに向けて行われた家庭教育施策の展開過程を戦争への動員の角度から捉えなおすことで、国家による家庭及び家庭教育の再編・組織化の様相を明らかにしていくことを目的とする。その際、以下の2つの枠組みを設定する。

(1) 体制側が障害児の母親に要求した家庭教育の内実

家庭教育は母親たちを動員する時のキーワードであったが、障害児の母親たちに対してどのような母親像、母子関係、国家との関係のあり方が求められたのかを、文部省ならびに内務省施策の動きや両省が中心に進めた審議内容からおさえていく。そしてその方針が、日中戦争の勃発以降の「教学刷新」の流れの中でいかに変更されていったのか、その様相を描き出す。さらに、政策方針の変化の様相を教育関係者の言説等から考察、確認していく。

このことにより、方針変化の様相だけではなく、それに連動した教育関係者の家庭教育認識の傾向を浮かび上がらせることが可能と考える。

(2) 構想を実現させるための運用(基盤形成)の実態

体制側が構想する母親像、母子関係、国家との関係のあり方はどのように形成され、それらを強固にする構造はどのようなものであったのかを障害児の母親および教員を対象に発行された雑誌ならびに両者を対象に開設された各種講座の実施状況から確認していく。

雑誌や講座内容の移り変わり、さらには読者・参加者の意識の動きに着目することで、基盤が果たし得た機能を明らかにする。

3. 研究の方法

本研究では体制側の施策の動きと施策を強固とする基盤形成の実態の解明を計画しているが、研究項目概要は以下の2点である。

(1) 体制側が障害児の母親に要求した家庭教育の特質を明らかにするため、障害児の家庭教育

の振興を目的とした文部省ならびに内務省の動きや両省が中心に進めた審議内容に関する資料、ならびにその動きを裏付ける教育関係者等による障害児の家庭教育の意義づけや提言に関する資料の調査・収集を行う。(平成28年度・29年度)

(2) 体制側が掲げる構想を実現させるためのメカニズムを解明するため、障害児の母親および教員を対象に発行された雑誌ならびに両者を対象に開設された文部省主催あるいは後援による家庭教育に関する講習会の開催状況の調査を行う。

とくに講習会については、障害児教育関係団体等が発行する機関誌や新聞に掲載された記事より講習会の実施が確認された都道府県を事例対象地域として選定し、資料の収集・調査にあたる。(平成29年度・30年度)

4. 研究成果

(1) 聾啞教育をめぐる施策の動向とその具現化に関する検討

1923年、「国民道徳ノ涵養」を目的に掲げる「盲学校及聾啞学校令」が制定されたことを境に、わが国の聾啞教育はそれまでの慈善事業から学校教育として制度的に位置づけられ、教授方法の面では手話法から口話法へと大きく転換された。口話法の実践が学校や医療機関で始められた1920年代半ば頃からは、盲啞学校の公立化や国庫補助、盲啞学校令制定等を国家に要求する運動の機運が高まり、文部省においても盲啞学校の振興充実を図る動きが表れていた。この1920年以降の口話法の普及を政策側から推進したのが、当時「盲啞教育及特殊教育」を管掌事項としていた文部省普通学務局であった。文部省は「盲学校及聾啞学校令」に掲げる「国民道徳の涵養」という目的のもと、聾啞児の臣民への同化を進める方法として、口話法の習得を奨励し、天皇制教育体制の確立を目指していった。

1930年代半ば以降においては、国民生活の格差均質・標準化促進のプロパガンダとして障害児が利用され、これまで国民国家の埒外に放置されてきた聾啞児も「天皇の赤子」として形式的な国民統合がはかられたことが明らかになった。

さらに、文部省の意向の具現化を担った日本聾口話普及会(以下、普及会)の組織と活動を、機関誌『口話式聾教育』の記事を読み取る形で、発足(1925年)から財団法人化(1931年)までを跡づけ、その間さらにはその後の口話法の啓蒙・普及に向けた活動の様相を描き出した。

文部省の現職あるいは元官僚が多数役員に名を連ねる(田所美治・篠原英太郎・赤司鷹一郎・田中隆三・岡田良平など)普及会は、常に文部省との結びつきの強化に努めることで盤石な組織を構築していった。そしてそのことが、口話法の習得による聾啞児の臣民への同化を進める文部当局の意向の推進にもつながった。

機関誌の刊行は、普及会の各種事業のなかで最も重要な位置を占めており、毎月15日に1号、1年に第1号から第12号までの12号が刊行されていた。なお財団化に伴い、第7巻第4号以降は『聾口話教育』と誌名を変更している。編集兼発行人は、滋賀県立聾話学校で聾児の指導にあたりと共に口話法の啓蒙活動に努めていた西川吉之助である。西川は、第1巻第1号の「巻頭言」(1925年2月刊行、1頁)において、聾教育が一向に振るわない原因の一つに「聾児を持つ父兄保護者は勿論、之が教育に携はる方々の参考になる様な書籍又は刊行物が、殆んど絶無と云つても良い位に乏しい」ことを挙げ、専門雑誌を刊行することは「絶対的必要事で且目下の急務である」との考えを示している。口話法を普及するためには、口話法の知識や技術を習得し、実践にあたる人材が必要となる。この機関誌は、聾教育に携わる教員や研究者だけでなく聾児を持つ保護者も対象としたものであり、普及会は学校と家庭を口話法を普及する場として想定し、その役割を教員と保護者に期待したのである。

両者は口話法の概論や具体的な指導方法が掲載された機関誌の購読、さらには、口話法の理論、耳鼻咽喉及び口腔機能といった生理学、児童心理学、家庭での実践方法といった内容の文部省後援による各種講習会への参加を通して、口話法の知識と技術を習得し、実践することが求められたのであった。

文部省による口話法教育の奨励という流れのなかで、その具現化を図る方途として、教育の射程を学校だけではなく家庭も含むことで、学校と家庭を取り込んだ普及の基盤を構築したのである。一方でそれは、天皇制教育体制の確立という流れのなかで、教員と同じように聾児の家族も学校で行われる教育を家庭で支える役割が付与されたことを表すのである(雑誌論文、学会発表)。

(2) 聾啞児の母親に期待された役割に関する検討

1930年代の聾教育の振興を目的とした文部省の動きや審議内容、さらには文部省と教育団体とのやり取りに関する資料等の分析から、1930年代前半においては、聾啞児の自営自活の途を開くというねらいのもと、聾啞学校での教育課題が手話法の定着から口話法を定着させることへと内容的に変化したことが示された。それにともない、家庭は学校との連絡を密にし、家庭での教育課題も、聾啞児が学校で習得した口話法を確実に身につける教育の実践が母親に要求されていたことが明らかとなった(雑誌論文)。

1930年代後半においては、日中戦争勃発以降の「教学刷新」の流れのなかで、時局の要請に応える「国民性」や「国民道徳」等を強調する教育が奨励され、家庭においても国家が提示する皇国民を育成する基盤としての「家庭」像の実現が求められていった。聾啞児の母親は一層の学校との繋がりのなかで、口話法の指導・定着に努めることで、我が子を健常児とかわらず「臣民」へと育てることが求められていたことを明らかにした（雑誌論文、学会発表）。

加えて、就学前の聾啞児の母親に期待された役割についても検討した。聾啞児の臣民への同化の方途として口話法を推奨する文部省施策の流れのなかで、普及会は就学後の指導はもとより、就学前の家庭での指導を家庭に求めていることが普及会発行の機関誌の記事から判明した。

全体的な論調としては、口話法に対する親の意識の如何が子どもの就学後の教育に大きな影響を及ぼすことを説いたものであり、早期の口話法習得の有効性を読者に印象付けるものであった。母親に期待された役割はわが子の口話法習得に特化したものであり、就学後の教育を支える口話法の「指導」と捉えられ、母親たちはその役割をわが子の将来を思い率先して担っていたのである。言い換えれば、学校教育に基づく家庭教育の実施が奨励され、家庭が有する独自の教育性を活かした指導ではなく、家庭での教育はあくまで学校教育の補完物と捉えられていたと言えるのである。しかし1930年代半ば以降では、就学後の聾啞児に対する家庭での指導と同じく、時局の要請に応える「国民性」や「国民道徳」等を強調する教育が奨励されており、記事の「質」の変化が生じていたことが確認された。

就学前から家庭において学校教育に基づく家庭教育の実施が求められていた背景には、聾者が社会から閑却されている現状を憂い、健常者と同じ社会的地位を得るためにも、早い時期から家庭での指導を行い、聾啞児の臣民への同化に努めることは不可欠との意図があったのではないかと推測された。そしてこのことは、文部省が推し進める聾啞児の臣民への同化の一端を担うことでもあり、就学前の子どもをもつ母親は口話法を介して天皇制教育体制にからめとられていった構図を描き出すのである（学会発表）。本成果については、現在、論文執筆中である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

奥村典子「日本聾口話普及会による口話法の普及過程とその意味」『聖徳大学研究紀要』No.28、2018年3月、29-36頁（査読有）

奥村典子「戦時下の家庭教育振興政策」『女たちの21世紀』第92号、2017年12月、19-22頁（査読なし）

〔学会発表〕(計3件)

奥村典子「1930年代における就学前聾児の母親に期待された役割 - 聾教育振興会の機関誌『聾口話教育』の検討を通して - 」日本保育学会第72回大会、2019年5月4日、大妻女子大学

Okumura, Noriko 「Diffusion Process of Oral Methodology by the Japanese Deaf Oralism Diffusion Society from 1925 to 1938」Hawaii International Conference On Education 17th Annual Conference、2019

奥村典子「財団法人聾教育振興会と機関誌『聾口話教育』」関東短期大学ヴェルボトナル言語教育研究所研究会、2017年1月8日

6. 研究組織

(1)研究分担者

なし

(2)研究協力者

なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。